

以下に主な持ち物をご案内しますので、該当するものがあればご持参ください。

※主な持ち物のほかにも、亡くなられた方の状況等により持ち物が必要な場合があります。 3ページ～50ページの「区役所での手続」のうち、該当する手続の持ち物についても、ご確認とご持参をお願いいたします。

来庁される方の主な持ち物

- 来庁される方の本人確認書類

本人確認書類については以下のとおりです。

いずれもお持ちではない場合、各お問い合わせ先にお尋ねください。

▼ 1点で本人確認ができる書類（顔写真付き）

運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポートなど

▼ 2点で本人確認ができる書類

健康保険証、共済組合員証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書など

- 印鑑（来庁者、相続人代表者、喪主など）※ゴム印・スタンプ印不可
- 預貯金通帳（相続人代表者、喪主など）
- 葬儀の領収書、会葬礼状等
- 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- 委任状（代理人等が手続を行う場合）

亡くなられた方の主な持ち物

- 印鑑登録証
- マイナンバーカード（個人番号カード）
- 住民基本台帳カード
- 国民健康保険被保険者証等の各種被保険者証
- 限度額適用認定証等の各種認定証
- 身体障害者手帳等の各種手帳
- 受給者証、医療券